

教員養成セミナー 8月号
トレーニング動画

12カ月完成
教職・一般教養
受講ノート

◆第11回◆教育時事①
新型コロナウイルス感染症
対応ガイドライン

講師：本田 辰雄

テーマ1

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

1. 基本的考え方

ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の（1 **教育を受ける権利**）を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、**学校運営**を継続していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

2. 学校における感染症対策の考え方

感染状況の段階を設定する

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「（1 **3つの密**（**密閉・密集・密接**））」を徹底的に避ける、**身体的距離を確保する**といった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

2. 学校における感染症対策の考え方

① **特措法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言**（以下「緊急事態宣言」という。）の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域

②（2 **感染の拡大に注意を要する**）地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより（3 **当面の間注意を要する**）地域

③感染が一定程度収束し、（4 **感染拡大が見られない**）地域

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

3. 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、（1 **学校保健安全法**）**第19条**の規定に基づく**出席停止**の措置を取る。

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

3. 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

①出席停止の措置を取るべき場合

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に（2 **発熱等の風邪の症状**）がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。感染がまん延している地域（2の①や②の感染状況の段階である地域）においては、**同居の家族**に（2 **発熱等の風邪の症状**）がみられるときにも、**出席停止**の措置を取る。

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう配慮する。

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

3. 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に（3 **高齢者**）や（4 **基礎疾患**）がある者がいるなどの事情があつて、**他に手段がない**場合など、（5 **合理的な理由**）があると**校長**が判断する場合には、**指導要録上「出席停止・忌引等の日数」**として記録し、**欠席とはしない**などの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。その判断に当たっては、特に小中学生は（6 **就学義務**）も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

4. 臨時休業の実施の考え方

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、（1 **保健所**）に臨時休業の実施の必要性について相談する。

学校においては、**校長が感染者及び濃厚接触者**を、（2 **出席停止**）とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、（3 **設置者**）が、（1 **保健所**）の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、（1 **保健所**）等と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。

5. 学習指導

学習指導の在り方

- ・ **やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等**

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないことに対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば**同時双方向型のウェブ会議システム**を活用するなどして、**指導計画**等を踏まえた教師による**学習指導**と**学習把握**を行うことが重要である。

5. 学習指導

学習指導の在り方

・やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である（1 **教科書**）に基づいて指導するとともに、（1 **教科書**）と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、（2 **ICT環境**）を活用したりして指導することが重要である。

また、（3 **登校日**）の設定や**家庭訪問**の実施、**電話や電子メール**の活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

5. 学習指導

学習指導の在り方

- ・ **やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等**

さらに、課題を配信する際には児童生徒の（4 **発達**の段階）や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」

（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）別紙の「**学習計画表**」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。

5. 学習指導

登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、**臨時休業**等の際の**学習内容の定着**を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、**教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習**等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえで、**一日当たりの授業コマ数の増加**等の時間割編成の工夫や**長期休業期間**の見直し、（5 **土曜日**）の活用、（6 **学校行事**）の重点化や**準備時間**の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。

5. 学習指導

登校再開後の対応

その際には、児童生徒や教職員の（7 **負担軽減**）にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、（8 **学校教育法施行規則**）に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、（8 **学校教育法施行規則**）に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、（9 **学習指導要領**）に定める標準（**35**単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

5. 学習指導

教育課程を柔軟に構成する

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応として、（9 **学習指導要領**）に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、

テーマ1

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

5. 学習指導

教育課程を柔軟に構成する

学校の授業において行う学習活動を，教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な，「**学習への動機付け**や**協働学習**，**学校でしか実施できない実習**」等に重点化することや，「最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応」として，令和2年度の教育課程だけでなく，令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い，（9 **学習指導要領**）において指導する学年が規定されている内容を含め，**次学年**又は**次々学年**に移して教育課程を編成することが考えられる。

教員養成セミナー8月号
トレーニング動画

12カ月完成
教職・一般教養
受講ノート

◆第11回◆教育時事①
新型コロナウイルス感染症
対応ガイドライン

講師：本田 辰雄